

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第35回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成24年11月13日（火）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，二本松利忠，三井誠（委員長），山田庸男

（庶務）安村大阪高裁総務課長，荒木大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）北川大阪高裁事務局長

4 議題

(1) 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

(2) 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) その他

5 議事

(1) 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

○ 庶務から，受付期間経過後に提出された情報があったことが報告された。

○ 具体的な記述に欠ける情報については，中央の委員会に送付しないこととされた。

○ その余の情報については，受付期間経過後に提出された情報を含め，中央の委員会に送付することとされた。

(2) 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

○ 庶務から，提出された情報の中に指名候補者が特定されていない情報及び今回の指名候補者以外の者の情報があったことが報告された。

○ 協議の結果，指名候補者が特定されていない情報及び今回の指名候補者以外の者の情報については，中央の委員会に送付しないこととされた。

ア 直接地域委員会に提出された情報について

○ 専ら裁判官の判断の可否や裁判官の職務行為又は裁判運営についての不

満を論ずるにすぎない情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

○ 裁判官の思想、信条等の裁判官の独立性にまで踏み込んで意見を述べるとともに、裁判官の判断傾向を指摘するにすぎない情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

○ その余の情報については、中央の委員会に送付することとされた。

イ 近畿弁護士会連合会及び兵庫県弁護士会を經由して提出された情報について

○ 専ら裁判官の訴訟指揮に対する不満を論ずるにすぎない情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

○ その余の情報については、弁護士会が取りまとめて提出されたものであることを明らかにした上で、中央の委員会に送付することとされた。

(3) その他

○ なお、特定の事案について、委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 送付する情報間で評価が極端に分かれている場合には、地域委員会として何らかのコメントを付して送付してはどうか。
- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条第2項の「必要な意見」とは、例えば「訴訟運営に関する一方当事者としての感想にとどまるものであるが、参考までに送付する。」などというように収集した情報の証拠価値等に関する意見を指すものと思われる。したがって、情報を収集する機関である地域委員会において指名の適否に関わる意見を付すことは、通常は想定されていないと思われる。
- ・ 地域委員会の役割としては、収集した情報を取りまとめて、中央の委員会に送付することであって、内容にまで踏み込んでコメントを付すことではないと思われる。
- ・ 地域委員会の役割として、単に情報の振り分け作業だけに尽きるのかという疑問が少しある。
- ・ 評価が極端に分かれている場合には、あえて地域委員会がコメントを付

さなくとも、それらの収集情報を送付すれば中央の委員会で慎重に審議されられると思われる。

協議の結果、地域委員会としてのコメントは付さないで送付することとされた。

- 次回の地域委員会は、平成25年下半期の再任等候補者及び平成25年10月期の弁護士任官候補者の任命に関する審議を行う予定であり、平成25年3月7日（木）午前10時から開催されることとなった。

（以上）